

中央環境審議会水環境・土壌農薬部会
「水道水質・衛生管理小委員会（第1回）」
及び「人の健康の保護に関する水・土壌環境
基準小委員会（第1回）」（合同開催）

令和7年2月6日

環境省水・大気環境局

中央環境審議会水環境・土壌農薬部会

「水道水質・衛生管理小委員会（第1回）」及び

「人の健康の保護に関する水・土壌環境基準小委員会（第1回）」（合同開催）

1. 開会

2. 議題

（1）水道水におけるPFOS及びPFOA等に関する検討について

（2）公共用水域及び地下水におけるPFOS及びPFOAに関する検討について

（3）その他

3. 閉会

配付資料

- 資料1－1 中央環境審議会水環境・土壌農薬部会 水道水質・衛生管理小委員会
委員名簿
- 資料1－2 中央環境審議会水環境・土壌農薬部会 人の健康の保護に関する水・土壌環
境基準小委員会 委員名簿
- 資料2－1 水道における水質基準等の見直しについて（第1次報告）（案）
- 資料2－2 水道水におけるPFOS及びPFOA以外のPFASの位置づけ等について（案）
- 資料3 水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについて（第7
次報告）（案）
- 参考資料1 水道における水質基準等の見直しについて（諮問）
- 参考資料2 水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについて（諮
問）
- 参考資料3 有機フッ素化合物（PFAS）に関する食品健康影響評価書（令和6年6月25日
食品安全委員会）（抜粋）
- 参考資料4 PFOS及びPFOAに関する各種取組状況について
- 参考資料4－1 PFOS及びPFOAの国内の検出状況
- 参考資料4－2 PFOS及びPFOAに関する対応の手引き（第2版）
- 参考資料4－3 PFAS対策推進費（令和6年度補正予算）
- 参考資料5 水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについて（第5
次答申）

午後1時01分開会

【野澤補佐】 それでは、定刻となりましたので、中央環境審議会水環境・土壌農薬部会「水道水質・衛生管理小委員会（第1回）」及び「人の健康の保護に関する水・土壌環境基準小委員会（第1回）」合同小委員会を開会いたします。

委員の皆様には、ご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、WEBでの併用開催であり、Y o u T u b e の環境省環境管理課公式動画チャンネルで同時配信をしております。

WEB会議でのご参加に当たりまして、何点かご協力をお願いいたします。

通信環境の負荷低減のため、カメラの映像は原則オフ、ご発言の際以外はマイクの設定をミュートにさせていただきますようお願いいたします。

ご発言される場合には、お名前の横にある手の形のアイコン、挙手ボタンをクリックしてください。また、発言を終えられましたら、ボタンを再度クリックして、挙手を解除いただきますようお願いいたします。

なお、ご発言の際は、議事録の円滑な記録のため、お名前をおっしゃってからご発言いただきますようお願いいたします。

通信トラブル等何かありましたら、右下のチャットの欄がございますので、ご記入いただき、事務局までお知らせください。

それでは、初めに、環境省水・大気環境局長の松本よりご挨拶申し上げます。

【松本水・大気環境局長】 環境省の松本と申します。委員会の開催に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

本日はご多用中のところ、ご出席賜りまして誠にありがとうございます。また日頃より、水環境行政の推進につきまして、格別のご指導をいただいておりますことに、改めて厚く御礼を申し上げます。

委員の皆様ご存じのとおり、昨年4月から、従来、厚生労働省が担っていた水道行政のうち、水道整備などの業務は国土交通省に、そして水道の水質、衛生管理に関する業務が環境省に移管されました。これを受けまして、水道水、その他、人の飲用に供する水に関する水質の保全、そして、また衛生上の措置に関する専門的事項について調査・審議をするために、新たに水道水質衛生管理小委員会を設置し、今回が第1回目の開催となります。

また、これまで環境基準健康項目専門委員会、公共用水域等における人の健康の保護に関する環境基準等について審議をいただいておりますけれども、審議会の改編に伴いまして、

同専門委員会を発展的に解消し、新たに人の健康の保護に関する水・土壌環境基準小委員会を設置しておりまして、こちらが今回が第1回目の開催となります。

本日ご議論いただきますPFOS・PFOAにつきましては、令和2年に水道で暫定目標値、水環境におきましては暫定指針値をそれぞれ設定しておりました。その後、昨年6月、食品安全委員会の評価取りまとめを踏まえまして、これらの今後の取扱いについて、これまで専門家による合同検討会でご議論をいただいていたところでもあります。その中で一定の結果が出たことから、この度、中央環境審議会の小委員会におきまして、ご審議いただきたいと考えてございます。

本日は、これまでの検討会と同様、二つの小委員会の合同開催という形を取ってございます。委員の皆様には、様々な観点から忌憚のないご意見を賜ればと考えておりますので、本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

簡単な粗辞ではございますけども、開会のご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願い申し上げます。

【野澤補佐】 次に、資料の確認に移ります。事前にメールでご案内したとおり、議事次第のほか、資料1の委員名簿、資料2、3、参考資料1から5となっております。もし不足等がございましたら、お申し出ください。よろしいでしょうか。

続きまして、委員のご紹介に移ります。

本委員会の委員の先生方につきましては、お手元の名簿のとおりでございますが、改めて本日出席の先生方をご紹介いたします。WEBでご参加いただいている先生方は、差し支えなければ、お名前を呼ばせていただきましたら、そのときだけカメラ機能を一旦オンにさせていただきたくお願い申し上げます。

まずは、水道水質・衛生管理小委員会からご紹介します。

初めに、委員長であります松井委員長でございます。

【松井委員長】 松井でございます。よろしくお願いします。

【野澤補佐】 この後は、本日出席委員を名簿順にご紹介いたします。

浅見委員でございます。

【浅見委員】 浅見でございます。よろしくお願いいたします。

【野澤補佐】 岡田委員でございます。

【岡田臨時委員】 よろしく願いいたします。

【野澤補佐】 風間委員でございます。

【風間臨時委員】 風間でございます。よろしくお願いいたします。

【野澤補佐】 松本津奈子委員におかれましては、音声とカメラに少し不具合があるとお聞きしておりますので、お名前のみのご紹介をさせていただければと思います。

続きまして、小熊委員でございます。

【小熊専門委員】 小熊でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【野澤補佐】 清塚委員でございます。

【清塚専門委員】 清塚です。どうぞよろしくお願いいたします。

【野澤補佐】 小林委員でございます。

【小林（憲）専門委員】 小林です。よろしくお願いいたします。

【野澤補佐】 島崎委員でございます。

【島崎専門委員】 島崎でございます。よろしくお願いいたします。

【野澤補佐】 高橋委員でございます。

【高橋専門委員】 高橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【野澤補佐】 都丸委員でございます。

【都丸専門委員】 都丸でございます。よろしくお願いいたします。

【野澤補佐】 松本真理子委員でございます。

【松本（真）専門委員】 国立衛研、松本真理子です。よろしくお願いいたします。

【野澤補佐】 山村委員でございます。

【山村専門委員】 中央大学の山村です。よろしくお願いいたします。

【野澤補佐】 所属委員 14 名のうち、13 名にご出席いただいております。

続きまして、人の健康の保護に関する水・土壌環境基準小委員会をご紹介します。

初めに、委員長であります鈴木委員長でございます。

【鈴木委員長】 鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

【野澤補佐】 この後は、名簿順にご紹介いたします。

水道水質・衛生管理小委員会と重複してご参加いただいている先生方もご紹介させていただきますが、ご了承いただければと思います。

浅見委員でございます。

【浅見委員】 よろしくお願いいたします。

【野澤補佐】 大塚委員でございます。

【大塚委員】 大塚でございます。よろしくお願いいたします。

【野澤補佐】 小川委員でございます。

【小川臨時委員】 国立衛研の小川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【野澤補佐】 先ほど小池委員からは、一旦、通信の不具合の関係で、入り直すと御連絡いただいているので、後ほどご紹介させていただければと思います。

続きまして、小林委員でございます。

【小林（剛）臨時委員】 小林でございます。よろしくお願いいたします。

【野澤補佐】 肴倉委員でございます。

【肴倉臨時委員】 肴倉です。よろしくお願いいたします。

【野澤補佐】 赤松委員でございます。

【赤松専門委員】 赤松です。よろしくお願いいたします。

【野澤補佐】 古川委員でございます。

【古川専門委員】 古川でございます。よろしくお願いいたします。

【野澤補佐】 松本真理子委員でございます。よろしくお願いいたします。

小池先生、もし通信環境が復旧しましたら、ご紹介させていただければと思います。いかがでしょう。

まだ復旧されていないご様子なので、一旦進行を進めさせていただければと思います。

本日、所属委員 12 名のうち、10 名ご出席いただいております。このうち、小川委員におかれましては、14 時頃途中退席と伺っております。また、小林剛委員におかれましては、15 時を過ぎるようであれば、途中退席と伺っております。

なお本日は、いずれの小委員会も開催に必要な定足数を満たしており、それぞれの小委員会は成立していることをご報告いたします。

マスコミの方におかれましては、カメラ撮りは会議の冒頭のみとさせていただいておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の委員からの差配につきましては、水道の内容である議題 1 につきましては松井委員長に、公共用水域及び地下水の内容である議題 2 は鈴木委員長にお願いいたします。

それでは、議題 1 について、松井委員長、よろしくお願いいたします。

【松井委員長】 それでは、早速議事に入りたいと思います。

議題の 1、水道水における P F O S 及び P F O A 等に関する検討についてでございます。

本件については、資料が二つございますので、まず最初、資料 2－1 から事務局にご説明をお願いしたいと思います。

お願いします。

【柳田水道水質・衛生管理室長】 水道水質・衛生管理室長の柳田でございます。

まず、資料２－１について説明させていただきます。水道における水質基準等の見直しについて（第１次報告）（案）でございます。

ページを１枚おめくりいただければと思います。

先ほどありましたとおり、これまでの検討会のご議論を踏まえまして、この小委員会での報告（案）という形で取りまとめを行わせていただいているところでございます。

１枚おめくりいただければ、１ページ目に、はじめにとございます。

水道法第４条に基づく水質基準については、水質基準に関する省令により、現在 51 項目が定められており、平成 15 年の当時の厚生科学審議会の答申「水質基準の見直し等について」におきまして、最新の科学的知見に従い、逐次改正方式により見直しを行うこととされております。

平成 15 年答申以降、厚生科学審議会生活環境水道部会の下承を得て、平成 20 年には塩素酸、平成 26 年には亜硝酸態窒素が水質基準に追加され、また、トリクロロエチレンや六価クロム化合物等の基準値の見直しも行われてきました。

また、水質基準以外にも、水質管理上留意すべき項目を水質管理目標設定項目、毒性評価が定まらない物質や、水道水中での検出実態が明らかでない項目を要検討項目と位置づけ、必要な情報・知見の収集に努めてきました。

一方で、令和 5 年 5 月 26 日に「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」が公布されまして、これに基づきまして、水道に関する水質基準の策定その他の水道整備管理行政であって水質または衛生に関する事務につきましては、令和 6 年 4 月 1 日に、厚生労働大臣から環境大臣に移管されることとなりました。これを踏まえ、中央環境審議会水環境・土壌農薬部会に、新たに水道水質・衛生管理小委員会を設置したところでございます。

水道水質基準等については、移管後も引き続き、新たな知見に基づき、適切な検討を加えることが必要であるとの認識の下、令和 7 年 1 月 10 日に、環境大臣から中央環境審議会会長に「水道における水質基準等の見直しについて」諮問がなされたところでございます。

水道水中におけるペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）については、令和 2 年から水質管理目標設定項目として、暫定目標値として 50ng/L、これは PFOS・PFOA の合算値が施行されています。

今般、令和 6 年 6 月に内閣府食品安全委員会が有機フッ素化合物（PFAS）に係る食品健

健康影響評価を取りまとめたことを踏まえ、PFOS及びPFOAの取扱い等について検討したところでございます。

2 ページ目の検討事項につきましては、ほぼ同じ、はじめにと重複する内容でございますので、省略をさせていただきますが、いずれにしても、この小委員会ではPFOS及びPFOAについての検討を今回行ったところでございます。

3 ページ目が検討結果でございます。

(1) 分類及び目標値についてということで、まずアとして、分類見直しの要件を記載しております。これにつきましては、第8回厚生科学審議会生活環境水道部会で「水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類に関する考え方」を了承されておりまして、その考え方が表1のとおりでございます。具体的には、水質管理目標設定項目につきましては、分類要件1：最近3か年継続で評価値の10%超過時点が1地点以上存在、分類要件2：最近3か年継続で評価値の50%超過地点が1地点以上存在または最近5か年の間に評価値超過地点が1地点以上存在するという場合には、水質基準項目への見直しを検討するということになります。これをPFOS・PFOAに当てはめた場合には、分類要件1の10%が5ng/L、分類要件2の50%が25ng/L、評価値が50ng/L、これらの超過地点がどれだけ存在しているかということになります。

イの分類の分類見直しの検討でございますけれども、水道統計や、別途、今回PFOS・PFOAの検討のために行いました水道におけるPFOS及びPFOAに関する調査の結果、これらは別添3や別添4にその結果が載っておりますけれども、このいずれを用いた場合にも、分類要件1、分類要件2のいずれも満たしているところでございます。このため、水質基準項目へと分類変更を検討すべき項目に該当しております。PFOS及びPFOAにつきましては、検出が全国の広い範囲で見られ、また浄水場においては、PFOS及びPFOAの濃度を低減することは技術的に可能でございます。

4 ページ目のウの基準値の検討でございます。当時、PFOS・PFOAの目標値について検討された際には、国際的にもPFOSやPFOAの評価が大きく動いている時期でもあり、毒性学的に明確な目標値の設定は困難であるが、現時点における諸外国・機関が行った評価の中で妥当と考えられるものを参考に、我が国の水道水の目標値を暫定的に設定するという考え方にに基づき、暫定目標値が設定されたところであります。その後、令和6年6月には、内閣府食品安全委員会が、諸外国・機関が行った評価の中で使用された根拠資料も含めて評価した上で、評価書を取りまとめました。その考え方のTDIが示されたところでございますが、この

設定の考え方が、枠囲みのところにありますとおり、PFOSについては、ラット2世代生殖・発生毒性試験で見られた児動物における体重増加抑制、PFOAについては、マウス生殖・発生毒性試験で見られた胎児の前肢または後肢の近位指節骨の骨化部位数の減少、雄の児動物の性成熟促進を採用して指標値として、TDIとしてPFOSは20ng/kg 体重/日、PFOAは20ng/kg 体重/日と設定することが妥当と判断したというところでございます。

評価書におきましては、今後の課題として、「まずは、今回設定したTDIを踏まえた対応が速やかに取られることが重要である。そのためには、PFASにばく露される媒体（飲料水、食品等）における濃度分布に関するデータの収集を早急に進め、その調査結果等を基に、高い濃度が検出された媒体に対する対応を一層進めることが必要である。」とされています。

以上のように、評価書に基づき毒性学的に明確な目標値を設定することが可能となったこと、及び分類見直しの要件を満たす浄水処理における除去性が認められることから、現行の水質管理目標設定項目を水質基準項目に見直すことが適当であること。また、その値については、評価書において、PFOS、PFOA、それぞれについて、TDIとして20ng/kg 体重/日が示されることを踏まえ、我が国の水道水の水質基準値等の設定で通常用いられている体重50kg、1日当たり摂取量2L、また、水道水の割当率については10%を用いると、以下の計算式から50ng/L（0.00005mg/L）が基本となります。

また、評価書において示されたTDIは、PFOS、PFOA、それぞれの値であり、計算上はそれぞれ50ng/Lと設定することも考えられますが、現在の暫定目標値は合算値としており、また、今回の基準値設定に当たり、評価書ではPFOS、PFOAともに生殖発生への影響をエンドポイントとしていること、さらに、環境省において取りまとめている公共用水域水質測定結果及び地下水測定結果において同時に環境中で検知されている例もあることから、同様にPFOS及びPFOAを合算して評価することが適当であること。また、その値としては、現在の暫定目標値の考え方と同様、安全側を見て、合算値で50ng/L（0.00005mg/L）とすることが適当であるとされております。

なお、評価書においては、今後の課題として、PFOS及びPFOAをはじめとするPFASについては、健康影響に関する情報が不足しており、不明な点が多いこと。エンドポイントとして今回の健康影響では取り上げなかったその他の健康影響については、評価に使用できる情報は現時点では不十分であり、今後の知見の収集により、新たに検討が必要となる可能性はあり得るとされています。

（２）検査回数、検査の省略でございます。

水質検査の考え方につきましては、水質基準項目の検査回数は水道法施行規則に規定されておりまして、1か月に1回以上行うもの、概ね3か月に1回以上行うものがございます。PFOS・PFOAは、有機化合物が概ね3か月に1回以上の頻度で規定されていることから、PFOS及びPFOAも概ね3か月に1回以上を基本とすることが適当であるとしています。

ただ、PFOS・PFOAの水質検査については、これまで水質基準項目を測定するために必ずしも必要でなかった機器を用いて測定を行うことになること、また、試薬も高額であることから、国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた水質検査機関等に水質検査を委託することは可能であるものの、現在の51項目と比較して高額の費用が生じることになり、特に小規模の水道事業者にとっては検査費用が負担となる可能性があるということで、このため、水道により供給される水の安全性が確保されることを前提に、水道調査結果を基に、検査の負担軽減について検討を行いました。

その結果を踏まえた対応が、次の6ページ目にございます。

簡易水道事業においては、概ね3か月に1回以上の検査回数を基本とするものの、施行以前に行われた検査結果からPFOS及びPFOAが検出される可能性が小さい場合、検査回数を概ね6か月に1回以上に軽減できることとする。また検査結果に加え、原水並びに水源及びその周辺の状況から検出される可能性がさらに小さい場合には、検査回数を概ね1年に1回以上に軽減できることとする。ただし、検査の結果、PFOS及びPFOAが基準値の5分の1(10ng/L)を超える場合は、検査回数を概ね3か月に1回以上とすると。

水道用水供給事業より全量受水を行っている水道事業においても、概ね3か月に1回以上の検査回数を基本とするものの、受水元である水道用水供給事業における検査結果を確認し、その結果が基準値の5分の1(10ng/L)以下であり、かつ受水元と濃度を比較し送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであり、自ら検査を行い、濃度が上昇しないことを確認した場合には、自らが実施する検査を省略することができることとする。ただし、省略後も水道事業者は水道用水供給事業の水質検査結果を確認し、その結果、PFOS及びPFOAが基準値の5分の1(10ng/L)を超える場合は、検査を自ら実施し、検査回数は概ね3か月に1回以上とすることが適当である。また、専用水道についても同様の考え方を用いることが適当であるとしております。

このほか、水道法施行規則第15条におきましては、「検査に供する水の採水の場所は、給水栓を原則とし」となっております。ただ、これも同じく検査の負担軽減の観点から、浄水場出口または水道用水供給事業からの受水地点における濃度が給水栓における濃度と変わらない

ことが確認された場合は、給水栓を原則とするものの、必須としなくてもよいこととすることが適当であるとしております。

イの検査回数の減でございますが、検査回数の減につきましては、水道法施行規則の中に、5分の1以下であれば概ね1年に1回以上、10分の1以下であれば概ね3年に1回以上に検査回数を減らすことができるとされておりますので、これについても、PFOS・PFOAについても同様の考え方が適用できると考えられることから、水道法施行規則15条第1項第3号ハを適用できることとすることが適当であるとされております。

なお、施行までに検査した結果についても、一定の方法で行われた場合には、検査回数減及び検査省略の期間算定に用いてもよいと考えられるため、その条件について、引き続き検討が必要であるとしております。

また、検査の省略については、水道法施行規則の中で、この四角のとおり規定されているところでございます。

PFOS・PFOAにおいては、今回新たに追加される項目ですので、過去の検査の範囲や検査省略の期間算定に使用できる検査方法を明確にすることは困難であることから、現時点においては、この規定を適用しないこととし、施行後、一定期間を経過した後に改めて検討することとしております。

(3) 検査方法についてでございます。

PFOS及びPFOAを水質基準項目に追加することに伴い、「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」にPFOS及びPFOAの検査方法を設定するのは適当であること。

具体的な検査方法については、LC/MSまたはLC/MS/MS（液体クロマトグラフ質量分析計）を用いた方法とし、告示法の別表として追加することが適当であるとしています。

(4) 施行時期についてでございます。

水道調査結果により、水道事業や水道用水供給事業においては、令和6年9月30日時点において超過地点はないものの、一部の専用水道においては超過が見られ、今後対応が必要な設置者が存在していること。また、これまでに検査を実施していない水道事業、水道用水供給事業、専用水道もあることから、今後の検査の結果、対応が必要となる可能性があること。

また、検査の義務化に伴い検査頻度が増大することになるため、登録水質検査機関等が検査の実施に向けた体制を整える必要があること。

以上のことから、水道事業者等がPFOS及びPFOA対策として実施する設備工事等の対

応、登録検査機関等がPFOS及びPFOAの検査実施に向けた対応を行うため、施行については令和8年4月1日とすることが適当であるとしています。

(5) 基準達成のための方策についてでございます。

水道水においてPFOS及びPFOAが暫定目標値を超過する事例がこれまでに確認されたことから、水道事業者等が取り得る方策等に関して、参考となる資料を提供するため、令和6年11月29日に、国土交通省において「水道事業者等によるこれまでのPFOS及びPFOA対応事例について」として取りまとめられたところでございますが、こういう対応事例を参考に、基準値の達成は可能と考えられるということでございます。

今後、検査未実施の水道事業者、専用水道の設置においては、施行時期まで可能な限り速やかに水質検査を行うこととし、仮に基準値を超過するような場合には、対応事例を参考に、速やかに基準値に対応するための施設整備の対応を取ることが求められる。また、施行後に何らかの理由で基準値を超過することも考えられるが、この場合も同様に、速やかに対応をとることを促すべきである。

なお、その際には、PFOS及びPFOAについては、長期的な健康影響を基に基準値を設定することとなるため、「水質異常時における摂取制限を伴う給水継続の考え方について」に基づき、水道水の摂取を控えるよう広報しつつ給水を継続するという対応も考えられます。

その他でございますが、PFOS・PFOAについて、水質基準項目とする場合、「飲用井戸等衛生対策要領の実施について」でございます。これは水道法の適用を受けない飲用井戸等に対する要領でございますけれども、この要領中に、「飲用井戸等の検査」における水質項目の検査にPFOS、PFOAを例示することが適当であるとしております。

最後のほうの31ページ目から飲用井戸等衛生対策要領というのがございまして、32ページの真ん中ぐらいに飲用井戸等の検査というのがございます。ここの中に例示としてあるのが、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤というのがあるんですけど、その他水質基準項目のうち周辺の水質検査結果等から判断して必要となる事項に関する水質検査、ここにPFOS、PFOAを例示として追加してはどうかということでございます。

最後、おわりにでございますが、水道水におけるPFOS及びPFOAの取扱い等について、以上のとおり結論を得たところである。なお、評価書の中では「評価に使用できる情報が現時点では不十分であり、今後の知見の集積により、新たに検討が必要となる可能性はあり得る。」としていることから、引き続き国内外における毒性評価や目標値の今後の検討状況等について注視する必要がある、新たな知見が得られた場合には、必要に応じて見直しを検討する

こととするとしております。

簡単ではございますが、以上でございます。

【松井委員長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明がありました資料2－1につきまして、ご質問、ご意見があればお願いしたいと思います。

【清塚専門委員】 よろしいですか。

P F O SとP F O Aが合わせて 50 という基準は、やり方として妥当だと思いますけれども、物質として、それぞれ処理性が少し異なっているというのがありますので、可能であれば、水質基準ではなくてもいいんですけれども、何かの形でP F O SとP F O Aの数値を残しておくというのが必要なんじゃないかなと、水処理の関係で思います。特に、徐々に上がっていったなんていうと、過去のデータがどうだったか、この辺のところまで遡る必要があると思いますので、何か残すような対策を取っていただければと思います。

【柳田水道水質・衛生管理室長】 ありがとうございます。P F O S、P F O A、基準値としては合算値だけでも、それぞれの値を残すようにしてほしいということでございますね。

【清塚専門委員】 そうです。

【柳田水道水質・衛生管理室長】 分かりました。対応につきましては、今後検討することといたしますが、そういたしますと、今の報告（案）のどこかに、今おっしゃった旨を追記しておけばよろしいでしょうか。

【清塚専門委員】 もちろん水質基準のほうに書いていただくのもありがたいんですけど、実質としては、例えば国土交通省のほうで、ちゃんとそういうのは出しておけとか、取っておけというようなやり方もあるのかなと思っております。

【柳田水道水質・衛生管理室長】 ここに明記しなくても、何か今後、例えば数値等を発出するときに、そういった旨を記載するとか、そういうような形でよろしいでしょうか。

【清塚専門委員】 そうですね。ぜひ、そういうのを残していただければ、今後の処理のときには便利になるかなと思っております。

【柳田水道水質・衛生管理室長】 はい。ありがとうございます。

【松井委員長】 このほか、関連した事項でも。

はい、浅見委員、お願いします。

【浅見委員】 この度は、ご説明をありがとうございます。小委員会のほうでも、以前の委員会のほうでも、検討を重ねていただきまして、また、検査機関の検査の省略についても、検

討していただけたことをありがたく思っております。

今回のPFOS・PFOAは、やはり水源に人工的な汚染物が出現といいますか、水道事業者としては非常に大変なところに取り組まれていることと、住民の方々も不安を抱いていらっしゃるところで、なるべく早く、このような基準値を設定して、この報告に基づいて対策を一層速やかに進めていただければと思っております。

5ページの下から9行目のところに、水道により供給される水の安全性が確保されることを前提に、負担軽減をと、いろいろ設定をしていただいたんですけれども、ここも非常に重要だと思っております。今、水道のほうで進められております水安全計画におきましては、水道水源地域でどのような施設があるのか、化学物質が製造・利用・貯蔵等されているかどうかということを調べて、また、検出のデータと比較をして、その変動がないのか、ちゃんと排出源のところで対策が取られているかというところを見合わせていくということも重要かと思っておりますので、ぜひ、水安全計画の推進と併せて、このような水源対策を進めていただければと思います。

事業者によっては、水源に立ち入るのは、水道としてはやりにくいと思っていられちゃうところもあるかもしれないんですけれども、環境の方々と協力したり、水道事業者のほうでも、水源でどんな汚染があるのか、どんな変動の特性があるのかということ調べていただくということは、基本的に非常に重要だと思いますので、その点でも、このような記載をしていただけたことを速やかに実施していただければと思います。

以上です。

【松井委員長】 ありがとうございます。

私も、ただいまの点は非常に重要なと思っておりますので、ぜひとも水安全計画の考え方を活用していただいて、進めていただければと思います。特に簡易水道についての検査回数の低減のところに、6ページ目の上でございますけれども、原水及び水源の状況から、可能性は小さいこととありますので、やはりここは水安全計画の考え方を使っていくことは非常に重要なと思っておりますので、ぜひともそういう点で推進していただければと思います。ありがとうございます。

また、清塚委員からご質問がありました、合算値でなくて、それぞれの値というのは、やはり残しておくことは非常に重要なと思っておりますので、水道統計でデータを収集してくるときにも、合算値以外にも個別の値がきちっと報告できるように、また、それぞれ検査結果の公表義務についても、合算値でなくて、個別の数値が出るように、何らかの形で政策を進めていただ

ければと思っています。今回の資料にそこまで書くかどうかは検討が必要かと思いますが、そうやって進めていただければと思います。

【柳田水道水質・衛生管理室長】 ありがとうございます。まず今、松井委員長と清塚委員からいただいた、それぞれの値が分かるようにするというやり方につきましては、今後、また国土交通省とも相談しながら、対応を考えていきたいと考えております。

【松井委員長】 ありがとうございます。

【柳田水道水質・衛生管理室長】 水道統計は、国土交通省のほうで今取りまとめているので、その辺りも、よく相談していきたいと思います。

【松井委員長】 ほかにございますでしょうか。

【清塚専門委員】 よろしいですか。清塚ですけど、今、松井委員長が言われた、6ページのPFOS・PFOAの検出される可能性がというところですけど、お聞きしたいのは、可能性というのは数値的なものを何かお持ちなんでしょうか。例えば10とか、または検出限界とか、そういうものではなくて、周りが問題ないとか、そういうことなんでしょうか。若干曖昧に感じたのでお聞きしたかったんです。

【柳田水道水質・衛生管理室長】 若干、確かに曖昧なところがあるような、まだ具体的に、明示的に例えば幾つとか、そういうところを具体的に数値的なイメージを持っているわけではありませんが、まず、例えば6か月に1回以上というのは、1回検査を行った結果、例えば検出限界以下だったら、必ずそうだろうというふうには考えております。ただ、1回やれば、それで低いなというのは分かるんですけども、ただ、やはり状況によって、PFOS・PFOAというのは、何か発生源みたいなものがあると、急にまた出てくる可能性というものもありますので、例えば原水や水源やその周辺の状況、こういったことを例えば調査するとか、その周辺で、水道水だけじゃなくて、その周辺のモニタリングなども行って、やっぱりここも大丈夫ということであれば、1年に1回以上に軽減できると、事務局としては考えているところでございます。

【清塚専門委員】 ありがとうございます。何かそこをうまく伝えていただくと、簡易水道などではよく分からない可能性も出てまいりますので、そういうところをぜひうまく伝えていただければと思います。ありがとうございます。

【松井委員長】 ほかにございませんか。

はい、どうぞ。

【松本（真）専門委員】 松本です。

この実施のところが、令和8年の4月1日とすることが妥当である、適当であるということで、私も準備期間が必要だろうと思うので、この設定に賛成なんですけれども、一方で、8ページのところに、別添6を引用しつつ、「水質異常時における摂取制限を伴う給水継続の考え方について」ということを引用しているんですけれども、今後、先ほどから話しているように、何らかの原因があって、急激に濃度が上昇するようなことがあったときに、給水はどうするんだという議論になっていくかと思うんですけれども、令和8年4月1日より前に、そういうことを議論する予定があるのか、それとも、今のところは、そこは実際になってみたときに考えようという形で考えていらっしゃるのか、その辺のことを今の段階でどういうふうにお考えなのか教えて下さい。

【柳田水道水質・衛生管理室長】 ありがとうございます。この通知自体は、もう既に平成28年3月に出ている通知でございますので、これに基づいた対応ということでございますので、これについて改めてご議論するということは考えていないんですけれども、例えば考えられる方法としては、小林先生がいるところで言うのも何なんですけど、亜急性参照値というのを以前検討会の中で、要はその目安となる数値みたいなものは検討していましたので、もしそういうのが間に合うようであれば、そういったものも提供していくということはあるかもしれません。ただ、やはり時間が、施行まであと1年ぐらいになってしまうので、施行前にその議論をやるというのは、なかなか難しいとは考えておりますが、施行後にでも、そういう考えが出れば、検討会の中で議論していければなと担当としては考えております。

あとは、どれくらい超えたときにこの考え方をを用いるかというのは、なかなか判断が難しいところではございますので、先ほど言ったように、亜急性参照値みたいなものもあるといいかなとは思っているんですけれども、ただ、現状でも、最近も実は結構暫定標値を超えてたケースがあって、そういったところは、飲用を控えるようにという形で対応を取っているところでございます。暫定目標値を下回ったということを確認して、飲用可能としておりますので、ある程度、実はもう既にこの考え方に基づいた対応が取られているかと認識しているところでございます。

以上でございます。

【松本（真）専門委員】 ありがとうございます。

【松井委員長】 基準になりますと、もし超過して濃度低減策が難しい場合には、基本的には給水を停止するという選択肢になるのですが、そうではなくて、生活の利便性を考えると、摂取制限を伴って、つまり飲用を控えることによって、給水停止ということを回避するという

手段があるということを強調したいと理解していますが、そういう理解でよろしいでしょうか。

【柳田水道水質・衛生管理室長】 そういうことになります。

【松井委員長】 ありがとうございます。

【島崎専門委員】 よろしいですか。今の議論に関連して。保健医療科学院の島崎でございます。

これから検査未実施の水道事業者や専用水道で測っていく中で、私が気にしておりますのが、特に医療機関ですね。専用水道を備える、つまり地下水を汲み上げて医療行為に使う、医療用水として使うというケースが多くございます。飲用だけではなくて手術や検査に使うとか、特に透析治療では非常に大量の水を使いますので、そういう中で、今お話が出たような給水停止とすると非常に困ってしまうと思われまして。一方で、透析に使う水は施設内でRO等の処理をしていますので、PFAS はまず大丈夫だろうと思われまして、そのような高度な水質の要件が求められる医療分野に関しては、厚生労働省の担当の部署と調整していただいたほうが、混乱を生じなくてよいと思った次第です。よろしくご検討ください。

【柳田水道水質・衛生管理室長】 ありがとうございます。ここの考え方というのは、今、松井委員長からもございましたとおり、給水停止ということになってしまうと困るので、多少超えた場合には飲まないようにということを周知しつつ、給水は継続していくということになりますので、多分、おっしゃっているところは、例えば病院とかが「若干基準値を超過したため即給水停止」ということにならないようにということだと思いますので、その辺り、少し考えさせていただければと思います。ありがとうございます。

【松井委員長】 そのほか、ございますでしょうか。

【野澤補佐】 すみません、松本津奈子先生からチャットでメッセージが入っております。事務局から読み上げさせていただきます。

取りまとめ、ありがとうございます。質問ですが、PFAS対策について、参考資料4にもまとめられておりますが、環境中に拡散されないようにすることが汚染の未然防止として重要だと思います。製造や使用が中止となっても、例えば在庫のような形で残っているものが誤って環境中に出てこないようにする必要があると思いますが、これへの対応はどうなっているのでしょうか。また、既に市場に出回っている等により、使用が許されているものはないのでしょうか。それらについての扱いはどのような場で検討されますでしょうかというご質問をいただいております。

【吉崎有機フッ素化合物対策室長】 議題2の関連になりますが、差し支えなければ、今、お

答えしてよろしいでしょうか。

環境省有機フッ素化合物対策室の吉崎と申します。

ご質問ありがとうございます。PFOSとPFOAについては、化学物質審査規制法に基づいて、既に製造・輸入等が原則禁止されているというところではございますけども、まだ在庫として残っているものの代表例としては、泡消火薬剤があらうかと思います。泡消火薬剤の管理につきましては、化学物質審査規制法上の技術基準が定められておりまして、適正に管理すること、また、水質汚濁防止法における指定物質というものに指定しておりまして、何らかの事故や災害に伴って、こうした保管中のものが大量に公共用水域に流出してしまった場合には、応急的な措置を講じて、また、都道府県知事に届け出ること、報告することと、こうした定めがございます。こうした規定に基づいて、現在、まだ残っている泡消火薬剤については、管理、対応を進めていくというところでございます。

さらに現在、まだどのくらいの泡消火薬剤が残っているのかという、在庫量調査につきましても実施しておりまして、代替がどのくらい進んでいるかということを確認しつつ、関係機関と連携しながら、代替を進めているところでございます。

【松井委員長】 ありがとうございます。汚染源や汚染の状況というような調査は、水道水源の先ほどの検査頻度の件のところで、水源の状況を把握してということにも関係してきますので、一層、国や、また都道府県では、調査を進めていただければと思っております。よろしくお願いします。

そのほか、ございますでしょうか。よろしいですか。

(なし)

【松井委員長】 それでは、議事を進めさせていただきまして、資料2-2のご説明をお願いします。

【柳田水道水質・衛生管理室長】 資料2-2でございます。

水道水におけるPFOS及びPFOA以外のPFASの位置づけ等について（案）でございますが、今、PFOS及びPFOAについてご審議いただいたところですけども、それ以外について、どのように取り扱うかというところについて、事務局のほうで案を提示させていただくところでございます。

まず、はじめにでございますが、PFOS、PFOA以外のPFASについては、「PFASに関する今後の対応の方向性」において、非常に数が多く、個別の有害性や環境中での存在状況に関する知見が不足ないし存在していないものが多いため、さらなる科学的知見等の充実

を図りながら対応していくことが必要であるとされています。これを踏まえ、水道水における P F O S 及び P F O A 以外の P F A S について、知見の充実を図る観点から、その位置づけ等について検討を行いました。

2. 検討結果についてでございます。

ペルフルオロヘキサンスルホン酸（P F H x S）についてでございますけれども、P F H x S については、令和 3 年度より要検討項目、目標値の設定はありませんが、これに位置づけられており、目標値の設定について、さらなる知見の蓄積が必要とされているところでございます。

要検討項目に位置づけて以降の動きとしては、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約第 10 回の締約国会議（C O P 10）、令和 4 年 6 月に行われましたが、P F H x S とその塩及び P F H x S 関連物質がこの条約の附属書 A（廃絶）に追加され、国内においては、化学物質審査規制法において第一種特定化学物質に指定され、令和 6 年 2 月以降、製造等が原則禁止されています。

要検討項目に位置づけられて以降、一部の水道事業者等においては P F H x S の検査を行っており、結果は以下のとおりとなっております。

原水で 50ng/L を超えているところが数か所、3 年、4 年、5 年と数か所ありますが、浄水処理によって、それ以下に抑えられているところでございます。

また、海外の一部の国・機関において、P F H x S の目標値等の設定や有害性評価が行われています。しかしながら、P F H x S のリスク管理方策に関する知見が不十分であり、また、内閣府食品安全委員会の評価書においても、「P F H x S については、評価を行うために十分な知見は得られていないことから、現時点では指標値の算出は困難であると判断した。」とされています。

このため、現時点においては、P F H x S については、引き続き要検討項目に位置づけ、P F H x S の水道水中における検出状況の把握に努めるとともに、リスク管理の方策に関する知見の蓄積を行うこととすることが適当であると。その際には、（2）で対象とする P F A S 群の一つとして、水道水中の検出状況を把握することが適当であるとしています。

（2）P F A S 群についてということでございます。

まず、アの P F A S に関する国際的な動向についてでございますが、P F A S に関する国際的な動向については、P O P s 条約による規制対象物質について検討を行う「残留性有機汚染物質検討委員会」の第 19 回会合において、長鎖ペルフルオロカルボン酸（L C - P F C A）

とその塩及び関連物質について、この附属書Aへの追加を締約国会議に勧告することが決定されたということでございまして、今年の4月開催予定の締約国会議で議論される予定になっています。

また、WHOにおきましては、2022年9月に、WHO飲料水水質ガイドライン作成のための背景文書「飲料水中のPFOS及びPFOA」のパブリックレビュー版が公表されたところでございまして、このうち、PFOS及びPFOAを含めたおよそ30種類のPFASに関連する物質が、現在の利用可能な方法で測定でき、集団としてPFASを管理することは、これらのばく露を減らす有効な手段であるとされたところでございます。

ここに記載されているものなどが、現在の利用可能な方法で測定できるとされているところでございます。

イの国内における検出状況についてでございますけれども、国内における水道水中のPFASの検出状況については、別添の「水道原水・水道水中の有機フッ素化合物の検出実態調査について」のとおりになりますけれども、今回、一斉分析で測定したところでございまして、80種類のPFAS類を同時に測定いたしました。このうち、原水において5ng/L以上の数値が検出されたのは、ここに記載されている、PFOS、PFOAを含めて13種類でありまして、このほかHFPO-DAについては、原水で最高4.6ng/Lが検出されているところでございます。

次がPFAS群として位置づける物質でございますけれども、このアとイを踏まえて、次の8物質を、知見の充実を図ることを目的として、要検討項目に位置づけ、毒性評価や水道水中の存在状況等の情報収集を行うことが適当であるとしております。これはPFOS、PFOAも除いて、PFBS、PFHxS、先ほどもありましたとおりですが、PFBA、PFPeA、PFHxA、PFHpA、PFNA、HFPO-DAになります。

なお、イ、検出状況のところでは、原水から検出が確認されたPFBSA、PFHxSA、PFHxPA、PFOPA、この4物質については、同時分析結果が報告されたものの、現時点では測定に関して技術的な課題があるということ、また、ここに記載されているPFASに比べて検出地点数が少ないこと等を考慮して、引き続き測定に関して知見を収集するとともに検出状況等の把握等を行うことが適当であるとしております。

今後も、国際的な動向、水道水や水道原水の検出状況、リスク管理の方策等に関する知見を収集し、PFAS群として位置づける物質については適宜見直していくことが必要であるとしていただいております。

なので、今回、8物質を位置づけるけれども、今後、また増やしたりしていくということも考えられますし、知見が集まってくれば、水質管理目標設定項目等に格上げしていくということも考えております。

最後、おわりにでございますが、水道水におけるPFOS及びPFOA以外のPFASについて、知見等の充実を図る観点から、以上のとおり、その位置づけ等について検討を行いました。

一方、PFOS及びPFOAと同様、国内外における毒性評価や目標値等の今後の検討状況等について、引き続き注視する必要がある、新たな知見が得られた場合には、必要に応じて見直しを検討することとするとしていただいております。

説明は簡単ですが、以上でございます。

【松井委員長】 ありがとうございます。

それでは、皆様からご意見やご質問があればお願いします。

【古川専門委員】 よろしいでしょうか。

事務局の方々、丁寧にご説明いただき本当にありがとうございます。今回ご提案いただいた内容に全く異論はございませんが、リスクコミュニケーションに関連し、PFAS群という名前について一言申し上げたいと思います。一般に、複数の化合物を一くりにまとめて、PFASという言葉が使われることが多く、実際に報道などでもPFASという表現で注目されています。しかし、問題となるのはPFOS・PFOAをはじめとするごく一部の化合物であり、信頼性の高いエンドポイントデータがある化合物も極めて限られていると理解しております。

ご説明にありましたように、PFHxSに関しても、指標値の算定が難しい状況で、さらなる知見の収集と分析が必要な状況にあることは、よく理解できているつもりです。ただ、PFAS全般とPFOS・PFOAの健康リスクの違いについては、専門家も含めて正しく理解することは非常に難しいと考えておりまして、いかに正しく理解していただけるかが重要ではないかと思っております。

この視点に立ちますと、PFAS群という名前で8物質を示す案は、1万種類以上存在するPFAS全般を示すものと誤解されて世の中に広がってしまい、意図とは違う方向に話が進んでしまう気がいたします。対象の化合物を絞って扱うことは問題ないと思いますが、PFAS群という名前について、どのように考えるべきか、私も迷っておりますが、ご意見があれば伺いしたいと思います。

以上です。

【柳田水道水質・衛生管理室長】 ありがとうございます。P F A S 群、確かに名称につきましては、どのような名前がいいのかというところは、我々も悩んでおり、前回の検討会のときは、P F A S 類としていたんですけども、幾つかの、今回8種類のP F A S を要検討項目に位置づけると。それぞれ知見を収集していくということは考えております。ただ、ある程度、それぞれ8種類をまとめた形の何か名称があればいいということで、我々事務局としてはP F A S 群という形で、提示させていただいているところでございます。そこが適切かどうかというのは、ほかの先生方のご意見等も伺いながら、どういう名前、こういうP F A S 群という形でまとめて上げていくのが適当かどうかということも含めて、もしP F A S 群という名称について異論があるようでしたら、ぜひご意見をいただければと思いますが、やっぱり総称としての何か名前は必要なのかなと考えているところではございます。

【松井委員長】 本件に関して、ほかの委員からもご意見をいただきたいと思います。

いずれにしても、これはP F A S 群としておいて、そこにアスタリスクか何か打っておいて、下のほうに、そのリストを挙げるということになるわけですね。

【柳田水道水質・衛生管理室長】 はい。

【松井委員長】 ただ、P F A S リストにすると、リスト自体が項目になってしまっていて、これはやっぱりちょっと言葉としてはあまり相応しくないし、やはり複数あるということを意味したいわけですね。

【柳田水道水質・衛生管理室長】 はい、そうです。

【松井委員長】 ですね。

何かご意見があればお願いします。

【柳田水道水質・衛生管理室長】 あとは、P F A S 群というか、そういう位置づけで、要検討項目に単純に8種類をそのまま並べるか。

【松井委員長】 やっぱり一つまとめたほうがよいかと思います。

浅見委員、お願いします。

【浅見委員】 浅見でございます。

前回の委員会的时候には、類という名前だったかと思うんですけども、それは農薬類というのが今、水質管理目標設定項目にありまして、農薬類については、対象農薬のリストがあって、そこに100以上の農薬が、プライオリティの高い農薬がリストをされているということがありますので、それに近いような考え方なのかなと思っておりますので、もし、名称について再度ご検討されるようでしたら、ほかとの並びというのも意識していただくのもあるかなと

というのが一つございます。

逆に、群とされた理由が、もし何かほかにあるようであれば、対象何とかとか、要検討何とかとか、何か、なぜ群としたかというところが分かるような形で記述いただけると望ましいと思っております

背景に戻りますけれども、2ページの真ん中の辺りに、WHOのガイドラインの中の背景文書のパブリックレビュー版であったリストを参考に今回の設定をされていると思うんですが、このパブリックレビュー版が、実はもうホームページ上ではちょっと1回取下げといいますか、出なくなっておりまして、中身に関しましては、まだ専門家のレビューを新たに別の体制で行っている状態というふうに理解をしております。ただ、元のデータに関しましては、我々も情報提供をしたり、小林先生にもご協力いただいたりしまして、もともとISOとEPAのメソッドの中から測定できるものがリストになっていたというのは事実としてございますので、そこを参考に、今回、実態調査を小林先生のほうで検討していただいて、その中から検出されたものをこのように位置づけるというのは、非常に重要なことかと思っています。

この対象物質というのが、今の段階では、まだそんなにこなれ切れていないといいますか、これからまた調査すると新たなものが加わったり、逆に日本ではあまり使われていないというものもあるようですが、それでもやっぱり検出されているので、知見により、いろいろ変わっていくと思いますので、今後とも入替えができるような形で、かつ、それぞれのものが幾つであったかということが分かるような形で、記録が残るようなことにしていただいたほうがよろしいかと思います。

WHOのほうで、一時、全体を足すというような考え方があったんですけれども、そのまま濃度を全部足すということは、今の段階では、あまり全体的に受け入れられていないというふうに理解をしております。それぞれの毒性によって、やはり重みづけをして扱うということが適切だというのが、アメリカのほうでもハザードインデックスの考え方を取り入れていますので、そういったことも参考にしながら、今後、どうやってデータを集めて取り扱っていくかということを、少し時間をかけて情報収集する必要があるかなと思っておるところでございます。なので、名前についても、検討の余地があるのかなと思います。

【松井委員長】 そうですね。農薬のほうは、農薬類でリストが上がっているということですね。

【柳田水道水質・衛生管理室長】 そうですね。例えば農薬類というのは、まさにおっしゃったように、農薬それぞれの検出濃度を目標値で割った値を全部足して1を下回るという形で評

価しており、P F A S 類とした場合、同じような考えで、合算値で評価するみたいな感じになっちゃうということもあるので、類というのを変えたところではございます。だから、農薬とは考え方が異なる。今回はあくまでもまとめたものではあるけれども、それぞれ個別の物質の値を見ていくというところで、農薬類とは違うものだということを示してはいるんですけども、もう少し何かいい名称があるかどうかは、引き続き考えていきたいと思います。

【松井委員長】　そうですね。分母を分子で割った値の合計で水質管理をするという、数値的な目標値が定められているけども、今回はそうではなくて、まずは実態を調査していきましょうということが趣旨ですので、そういう意味では、やっぱり名前を変えたということですね。

【柳田水道水質・衛生管理室長】　はい。そういうことになります。

【松井委員長】　はい、ありがとうございます。

【浅見委員】　ありがとうございます。理解しました。

【松井委員長】　小林委員、よろしくお願いします。

【小林（憲）専門委員】　今、発言しようと思っていた内容は大体、柳田室長が発言されたのですが、群というニュアンスが、それがうまく伝わるのかどうかというところが、一番の懸念なのかなと思いました。評価の仕方が、個別に評価をしていくのか、それともグループで合算で評価しているのかというところで、記載の仕方が変わってくるのではないのかと思います。群と書いた場合に、やっぱりグループでまとめて評価するという印象を与えると思いますので、そういう、何か評価値を設定しようとしているという方向性なのか、あるいは個別に評価値を作っていくのかという、将来的な方向性によって名前のつけ方も変えていくべきなのかなと思いました。今までの要検討項目ですと、例えばブロモ酢酸とか、あとはハロアセトニトリルとかも、個別の名称しか書いていない、3化合物、4化合物あるようなグループの場合に、個別、個別に書いているので、今までの要検討項目の記載となじみがいいのは、個別に名前を書いていくことなんじゃないかなと思いました。ただ、グループで足していくんだという方向性を考えられているのであれば、そういうグループの名前になるのかなと思った次第です。

【柳田水道水質・衛生管理室長】　ありがとうございます。まずは個別に知見を収集していくということかと考えておりますけれども、例えば将来的に、ハザードインデックスのように、幾つかのP F A S をまとめて評価していくという可能性もあり得るかなというのも考えており、こういったP F A S 群という形で、1回まとめているところではございます。ただ、現時点で、そこまでやる必要があるかどうかは、少し考えさせていただければと思います。

【松井委員長】　浅見委員、どうぞ。

【浅見委員】 ありがとうございます。

そのように考えていただくということで、実はこの要検討項目の位置づけを遡って、松井先生と確認をさせていただいたんですけれども、平成 21 年度の第 2 回の水質基準逐次改正検討会の参考資料におきまして、要検討項目については、毒性評価が定まらない浄水中の存在量が不明等の理由で水質基準項目への分類ができない項目については、要検討項目として、主として国において必要な情報・知見の収集に努めるという文言がございました。これはもちろん事業体で測っていただける部分についてもありがたいので、それは収集するとして、国でもしっかりと情報収集して見直しをかけていくというようなことが定義になっておりますので、その点からも、名称はともかく、個別にそれぞれのものが分かるような形で情報収集をして、今後どのようにするのかということは、引き続き、事業体に全部任せるということではなくて、国のほうで情報収集しますという目的に合わせて、分かりやすい名称にしていいただければと思います。

以上です。

【柳田水道水質・衛生管理室長】 ありがとうございます。

【松井委員長】 名称について、どなたかご意見ありますが。大きな異論がなければ、類というのでもよいかと思いますが。

【柳田水道水質・衛生管理室長】 個別だけにしておくというのも一つの方法かと考えます。

【松井委員長】 個別に挙げるかどうか、それとも P F A S だけというのもありますが、別の意味の定義もありますし、難しいところですね。

【浅見委員】 要検討項目は増やすことはできるんですけども、減らすのが意外と難しくて、1 回項目に入ると、そこから落ちたものが多分今までないという経緯がございまして、個別化というのは難しいかと思います。

【松井委員長】 そうすると、やっぱりリストにしておいたほうが、やりやすいですね。

【浅見委員】 1 回の全国調査的なものがそれほど複数あってということではないことからいきますと、個別で大丈夫かどうか分からないなと思ったところでございます。でも、一旦検出されているので、それは入れるということでもいいとは思いますが、どうでしょうか。

【小林（憲）専門委員】 データに関しては、今回、延べ 89 浄水場の原水浄水です。これとは別に、河川の実態調査もやっけていまして、そちらでも同じような傾向は見られています。そのため、調査結果自体が大きく変わるようなことは現時点ではないと思う一方、今後の使用状況などによって、検出される P F A S が変わってくることは十分にあると思いますので、そう

なった場合に、検出されるP F A Sの特徴は変わってくることはあり得ます。そのときに、個別、個別の項目を書いてしまった場合、その個別項目がやはり一人歩きしやすいということがあるのであれば、リストにする手もあるのかなとは思う一方、その位置づけが分かるように記載することが、いずれにしても重要だと思います。

【松井委員長】　そうですね。これは要検討項目のP F A S群であるということなので、P F A S群だけが一人歩きしないようにするような意味が大事かなと思っています。

【柳田水道水質・衛生管理室長】　分かりました。事務局のほうで考えさせていただきたいと思います。

【松井委員長】　高橋委員、お願いします。

【高橋専門委員】　実態調査の結果を基に、今回、この8物質ということで提案されているわけですが、一方で、出る、出ないじゃなくて、作っている、作っていない、使っている、使っていない、そういう観点での確認というか、当然、使わなければ出るわけですし、作ってなければ出るわけないんですけれども、そういう視点の確認はされているのかどうか。もしされていないようでしたら、どこかで一度確認をお願いできればと思います。

【柳田水道水質・衛生管理室長】　ありがとうございます。今回の位置づけに関して、ここにあるとおり国際的な動向と検出状況というところでやっておりますので、今おっしゃった製造量といった観点は、今含まれていないところではございます。今後、また検出状況などの観点も含めて、適宜見直していければとは考えております。

【高橋専門委員】　承知しました。

【松井委員長】　山村委員、お願いします。

【山村専門委員】　ありがとうございます。

先ほどの質問と同じような、似たような形になるんですが、今回、検出された物質ということで、5 ng/L 以上、もしくはG e n - Xということで選ばれたということなんですが、G e n - Xに関しては、製品というよりも、どちらかというと合成のときの触媒として使われているというところもあって、結構、全国で出るよりも、製造のところで出やすいのかなと思ったのですが、そういう意味では、全国で調査する対象のものと、特異的な場所で調査する対象のものというのが分かれるような気がするんですけど、そういう観点から、この選ばれた物質というのを見て、全国的に検出されているようなものかということについて教えていただければと思います。

【柳田水道水質・衛生管理室長】　ありがとうございます。今回、検出状況につきましては、

小林先生が行った、この実態調査に基づいているところではございます。あくまでもこれは浄水場における結果ということでございますので、その浄水場の例えば上流とかに、そういう工場があるとか、そういうところを細かく精査してやったものではありません。例えば Gen-X も最高で 4.6 というところまでしか出なかったケースなのかというところではありますが、これは水道の調査でもありますので、引き続き、要検討項目になれば、いろいろな知見の収集に努めていきたいとは考えておりますので、その中で、また、こういったところから出るかどうかというのは調べていければと考えております。

【山村専門委員】 分かりました。ありがとうございます。

【小林（憲）専門委員】 国立衛研の小林です。

1 点、補足をさせていただければと思います。確かにおっしゃられたように、Gen-X 以外の要検討項目の PFAS に関しては、別添の 10 ページの表 3 にお示ししているように、かなり検出されている地点が多い、全国的に広く分布しているというような印象はございました。ただし、Gen-X に関しては、最高でも 4.6ng/L。それも一つの浄水場ですので、先生がおっしゃられたように、地点にかなり偏りがあるという印象は今回の調査で受けました。それがお答えになります。

【山村専門委員】 ありがとうございます。

【松井委員長】 小林先生、そうしますと、検出をされているけども、リストには入らない 4 物質についても、やはり同じような考えになるのでしょうか。

【小林（憲）専門委員】 11 ページ、12 ページの表に示した、色がついている 4 物質が、今回要検討項目に入らなかった 4 物質になりますが、地点が非常に限られているというところが、要検討項目に今回選ばれた PFAS との大きな違いではないかなと考えております。

【松井委員長】 あと、分析についても技術的に課題があるということでしょうか。

【小林（憲）専門委員】 分析に関しても、少し難しい化合物ではありまして、回収率を確保するのが難しかったり、あるいは溶媒も、通常、メタノール溶媒だと分解していくというようなことが知られていたりということで、そういう、分析上の違いもあるんですが、今回、リストに選んだという意味での主な理由は、やはりほかの化合物との検出率が大きく違うということが理由だと思っています。

【松井委員長】 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

(なし)

【松井委員長】 それでは、議題の1は、これで終了したいと思いますけども、まとめとしては、この報告に関して、名称については検討が必要となりましたが、全体としては概ね了解されるということで、ほぼ原案どおりということで報告させていただきたいと思います。

もう一つ、資料2-1のところで、文章が分かりにくいところがあったんですけども、6ページの真ん中ぐらいに、「受水元と濃度を比較し」、「濃度が上昇しないことが明らかであり、自ら検査を行い」としてありますが、何か濃度を比較するときには、自ら検査を行っているはずで、前後関係が分かりにくいと思ったので、ここを分かりやすいように修正していただきたい。要は、配水管内で濃度が上昇するようなおそれがないということを言いたいわけですよね。かつ、エビデンスとして、濃度が上がっていないことを確認すると。この二つをもってして、検査を省略することができるというふうに理解しましたので、ここは修文が必要かなと思います。

【柳田水道水質・衛生管理室長】 修文したのち、委員長に確認をいただきたいと思います。

【松井委員長】 はい。では、修文の部分につきましては、委員長の確認ということにしたいと思います。

それでは、ありがとうございます。以上で議題の1を終わりたいと思います。

【柳田水道水質・衛生管理室長】 今後の予定についてでございますけれども、本日、概ねご了承いただきましたので、今度、基準を見直すということになりますと、食品安全基本法の規定に基づきまして、食品安全委員会の意見を聴くことになっております。その意見を聴いて、了解が得られましたら、この案について、パブリックコメントの手続きを取らせていただきたいと思いますと考えております。

今後の予定、簡単ですが、以上でございます。

【松井委員長】 はい、ありがとうございます。

【野澤補佐】 松井委員長、ありがとうございました。

続きましては、議題2について進めさせていただきたいと思います。

議題2につきまして、鈴木委員長、よろしくお願いいたします。

【鈴木委員長】 鈴木でございます。

それでは、議題2のほうに入らせていただきます。

議題2の公共用水域及び地下水におけるPFOS及びPFOAに関する検討について、まず資料3についてご説明をお願いいたします。

【吉崎有機フッ素化合物対策室長】 環境省有機フッ素化合物対策室の吉崎と申します。

私から、議題の二つ目になります、水環境中のPFOS・PFOAに関する暫定指針値の見直しについて、資料をご説明させていただきます。

資料3と、それから途中で参考資料4を一部ご説明させていただきたいと思います。

資料3、水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについて（第7次報告案）となっております。

人健康保護に関する環境基準等の見直しにつきましては、これまで既に6回にわたる報告が取りまとめられておりまして、今回が7回目の報告となります。

こうした報告、答申の前提となる諮問につきましては参考資料2で、そしてPFOS・PFOAに関する暫定指針値を設定した際の答申、第5次の答申になりますが、こちらは参考資料5でお示ししてございます。

資料3、第7次の報告案でございますけれども、まず1ページ目、1のはじめにというところで、背景といたしまして、公共用水域や地下水に関する環境基準、そして要監視項目についての位置づけを1段落目及び2段落目で記載してございます。

そして、第3段落になりますが、今申し上げた第5次の答申において、PFOS・PFOAを要監視項目に位置づける、そして、その際には、その当時、「現時点で毒性学的に明確な基準値、指針値の設定が困難であるものの、各国・各機関が行った評価の中で妥当と考えられるものを参考に指針値（暫定）とすることが適当である。」とされております。当時の知見を基に、PFOS・PFOAの合算値として50ng/Lが暫定指針値として設定されております。

先ほどの水道と同様でございますけれども、昨年、令和6年6月に、食品安全委員会がPFASに係る食品健康影響評価を取りまとめたことを踏まえまして、こちらの公共用水域、地下水におけるPFOS・PFOAの暫定指針値の取扱いについても検討したという背景を記載してございます。

次に2ページ目、2の検討事項等というところでございますが、先ほどのところと重複いたしますけれども、食品安全委員会において、PFOS・PFOAの耐容一日摂取量（TDI）をそれぞれ20ng/kg 体重/日ということで、PFOS・PFOA、いずれもそういった数値を設定したということがございまして、そうした状況を踏まえて、暫定指針値の取扱いを検討したという旨をお伝えしてございます。

3番、検討結果でございますが、1行目の後段からありますように、食品安全委員会の評価書において、TDIを設定したということを踏まえますと、毒性学的に明確な基準値、指針値の設定が可能であると判断されますので、これまでの指針値（暫定）から、そのほかの要監視

項目と同様に、暫定的でない指針値という形にいたしまして、また、その指針値の導出に当たりましては、寄与率、体重、1日当たりの摂取量等について、基本的な考え方を適用した上で、食品安全委員会のTDIを利用して計算をいたしますと、PFOS・PFOA、それぞれ50ng/Lとなります。ただ、安全側の観点から、水道と同様でございますが、PFOS・PFOAの合計値として50ng/Lとすると記載してございます。

下の指針値の導出根拠につきましては、食品安全委員会における検討の結果について記載しています。

おめくりいただきまして、3ページ目、早速4番のおわりにというところになりますが、ここでは大きく三つの段落から構成されてございます。

1段落目は、先ほどの3の検討結果の結論を得たという旨を記載しておりまして、2段落目と3段落目については、今後の対応について記載してございます。

こちらの二つの段落の説明の前に、参考資料4で、PFOS及びPFOAに関する各種の取組状況について整理しておりますので、こちらをご説明させていただければと思います。

参考資料4でございますが、PFOS・PFOAに関する取組状況として、大きく6項目記載しております。

まず1項目目、1)ですが、環境省が設置した二つの専門家会議について、その取組を説明しております。令和5年1月に、「PFASに対する総合戦略検討専門家会議」を設置いたしまして、PFAS全体に対する総合的な対応策等が検討されまして、令和5年7月に、「PFASに関する今後の対応の方向性」というものを取りまとめていただきました。この方向性に基づいて今取組を進めているという旨、それから、もう一つの専門家会議である「PFOS・PFOAに係る水質の目標値等の専門家会議」、こちらについては、水道の水質基準逐次改正検討会と連携して、都合5回ほど合同会議を開催いたしまして、水質の目標値等の検討を進めてきたという背景を記載しております。

2番目でございますけれども、公共用水域等、環境中でのPFOS・PFOAの検出状況についてでございます。令和元年度から令和4年度まで、公共用水域や地下水での測定が延べ2,735地点に広がっておりまして、暫定指針値を超過した地点が延べ250地点確認されております。これらの暫定指針値を超過した地点（250地点）、こうした地点では、「PFOS、PFOAに関する対応の手引き」に基づきまして、水道水の利用などによる飲用摂取の防止等の措置が講じられ、健康リスクの低減が図られているというところでございます。また、昨年11月には、この対応の手引きを改訂いたしまして、参考資料4-2にお付けをしております

が、特に水道水源や飲用井戸等の存在状況を踏まえた追加調査を行う。また、検出された場合に、水道事業者等に情報共有を速やかに図る。こうしたことを記載しております。また、新たな水質モニタリングを計画する際にも、水道水の取水が行われている地域や地下水の飲用が行われている地域の周辺での水質測定を充実させるよう留意すべきと、こうした事務連絡を発出しているところでございます。こうした形で、環境モニタリングと飲用摂取の防止を効果的に連携させていこうというところでございます。

3段落目では、同一地点における経年的な測定の結果をお示ししております、公共用水域等において、経年的に濃度の減少傾向が見られているということを記載しております。

3) 水道におけるPFOS及びPFOAの検出状況でございますが、こちらは先ほどの資料2-1のほうでも説明があった内容でございます、2段落目でございますが、特に今後、暫定目標値の超過が確認された場合には、国交省のお示しになった対応事例に基づきまして、そうしたものを活用しながら、水道事業者等により適切な対応が図られるよう取り組むこととしてございます。

参考資料4の2ページ目になりますが、水道水の暫定目標値の取扱いの検討、4)につきましては、先ほど資料2-1でご議論いただいた内容を1段落目に、2段落目も同様でございますが、水道法の対象外の飲用井戸等についても、検査を促すといったことが検討されている旨を記載しております。

さらに3段落目、水道水そのものではございませんが、消費者庁におきまして、ミネラルウォーター類についても、水道水の基準の検討状況等を踏まえて、規格基準について検討する予定であるということを記載しております。

続いて、水以外の摂取経路として、食品についても、食品中のPFASに関する調査研究が各関係機関において進められているという状況をご説明しております。例えば農林水産省においてPFASの含有実態調査、そして農業環境から農畜産物等へのPFASの移行に関する研究、こうしたものが進められておきまして、また、食品安全委員会におきましてもPFASの含有量の調査が、そして厚生労働省におきましても、トータルダイエツト試料等のPFASの分析法の開発についての研究が進められていると承知しております。

最後に6項目目でございますが、対策技術についての知見の収集ということで、特に環境側での対応という意味では、環境中、水や土壌から検出されるPFOSやPFOAをどうやったら効果的に濃度の低減を図ることができるか。こうした科学的・技術的な知見が、まだ十分得られていないということがございまして、今年度の補正予算において、対策技術の実証事業を

進めるという予定としております。資料については、参考資料４－３でお示ししております。

今ご説明いたしましたのが、PFOS及びPFOAに関して様々な取組を進めている状況のご説明でございまして、再び資料３のほうに戻りまして、最後のおわりにの部分で、２段落目と３段落目、改めてご説明したいと思います。

２段落目でございますが、今ご説明したとおり、環境中で検出される状況が認められるところでございますが、効果的に国民の健康リスクを低減させるという観点からは、飲み水の安全性を確保するということで、水道水源から蛇口までの一体的なリスク管理を図ることが重要であると考えております。このため、先ほどご議論いただいた水道水質基準の位置づけと合わせまして、水道水源等での重点的な環境モニタリング、飲用井戸等での検査促進、指針値等を超過した場合の飲用摂取防止等の取組を講じていくことが適当であると考えております。

３段落目でございますが、その上で、製造・輸入等は既に原則禁止してございますが、主に過去様々な形で排出されたPFOS・PFOAが環境中等に残存している状況であること、また、環境中で指針値を超過した地域での汚染の対応が様々なものであるということを踏まえまして、引き続き、様々な情報を収集して、対応を検討していく必要があると考えてございます。

具体的には、３行目からになりますけれども、①番、環境中への流出・拡散に係る知見、効果的・効率的な対策技術に係る知見、こうしたものの収集を進めていく必要があると。また、これらの成果を地方自治体等に提供しながら、汚染の対応に応じた対策の効果、効果的な対策でありますとか実行可能な対策、こうしたものについても検討を進める必要がある。さらに、飲用摂取の防止といった、健康リスクの低減に効果的な対策はどうあるべきかということについても、検討を進める必要があると考えてございます。

さらに、③番でございますが、水質汚染による食品への影響、具体的には水や土壌から農水産物への移行、食品中のPFOS等の含有実態、こうしたものに関する知見についても、先ほど申し上げたように、関係各機関で様々な知見の集積が図られているということがございますので、こうしたものも把握していく必要があると考えてございます。

こうした様々な知見の集積を図りながら、PFOS・PFOAの位置づけ、すなわち第５次答申における検討に当たっての基本的な考え方、こうしたものをどのように適用していくことが適当なのかと。こういったことについて、検討を進めていく必要があると考えてございます。

資料３及び参考資料４のご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【鈴木委員長】 ありがとうございます。

では、ただいまご説明がありました資料3につきまして、ご質問、ご意見等がございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

古川先生、お願いします。

【古川専門委員】 ありがとうございます。

ご説明ありがとうございます。非常によく分かりました。PFOS・PFOAの指針値（暫定）を指針値にするというご提案につきまして、総じて異論ございません。ただし、当たり前のことではありますが、最良の科学的知見を用いて合理的なリスク評価をいただきたいということだけは、一言申し上げておきたいと思います。

水道経路のばく露影響に関しては、かなり情報が集まり、議論も進んでいますけれども、資料のおわりにでも記載されていますように、環境や食品も含めて、様々な経路に由来するばく露影響に関しての知見は、まだ残念ながら足りていないと認識しています。欧州で先行する、予防原則、Precautionary principleに基づくと、科学的知見を通り越して、非常に多大な負担を及ぼす影響が出てくるのではないかと心配しております。したがって、様々なばく露経路に関する情報を集めるとともに、その科学的知見に基づいて対策をとるということをぜひとも進めていただきたいと思います。

以上でございます。

【鈴木委員長】 ありがとうございます。

事務局、何かお答えになりますでしょうか。

【吉崎有機フッ素化合物対策室長】 環境省、事務局でございます。

今、古川委員からご指摘いただいたとおり、水以外のばく露経路についても、先ほどご説明したように、情報収集をしっかり進めていきたいと考えています。

【鈴木委員長】 ありがとうございます。

小林先生、お願いします。

【小林（剛）臨時委員】 横浜国大の小林でございます。

ご説明ありがとうございます。指針値の管理を高度化していくことについては賛成です。

あと、1点だけ検討いただきたいのが、3ページのおわりにのところの3段落目のところで、環境中への流出や拡散に関わる知見の収集ですとか、効果的・効率的な対策技術に係る知見の収集というのを、これも賛成なんですけれど、特に私ども土壤がやはり排出源として非常に重要だと思っていまして、土壤の調査をするとなりますと、やはり非常に調査検体数も多くなって、調査が、測定が非常に大変だということもございます。ということで、こちらのほうに、

ぜひ、対策技術だけではなくて、測定技術ですとか、調査の技術のところも検討課題として、知見の収集ということで進めていただけたらなということと、あと、もう一つは、先ほどの水道水質のほうの要検討項目についても、今後、やはり実態調査を進めることは非常に重要です。今、PFHxSは土壌の調査方法って、今、環境省からも出していただいているんですけど、ぜひ、新たに加わった要検討項目についても、土壌の調査技術について、早めにはご検討いただけるといいなと思っております。

以上です。

【鈴木委員長】 ありがとうございます。

今の点になりますけど、二つ目の点はどうか。

【吉崎有機フッ素化合物対策室長】 環境省、事務局でございます。

土壌におけるPFOS・PFOAについては、今回、指針値の取扱いに関連するところではご説明を省略させていただいておりましたが、環境省において、令和5年にPFOS、PFOA、そしてPFHxSの3物質については、暫定的な測定方法というものを開発いたしまして、地方自治体にこれをお示しして、自治体と連携しながら、知見の集積を進めていきたいと考えております。まだ、土壌中のPFOS等の挙動につきましては、土壌への吸着あるいは地下水への移行、こうしたものの科学的知見が十分得られていないと承知をしております。分析法の開発と併せて、こうした科学的知見の収集に努めていきたいと考えております。また、それ以外のPFAS関係物質につきましても、必要に応じて、物質の土壌中の存在状況を確認するための分析法を検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

【鈴木委員長】 小林先生、よろしいでしょうか。

【小林（剛）臨時委員】 はい。ありがとうございます。

【鈴木委員長】 はい、ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

浅見先生、お願いします。

【浅見委員】 ありがとうございます。

今お話しいただきましたように、全国を調べて環境基準にするというようなことではなく、現在のところでは、引き続き公共用水域の検出状況を要監視項目として位置づけるということで、このような状況という理解をいたしました。現段階では、飲用のところに関しましては、なるべく早くモニタリングをしていただいて、特に飲用の摂取が、濃度が高いところで起きないように早急にデータを取って対策を進めていただければということも、3ページにご記載を

いただいたということで、着実にお願いできればと思っております。

今、水道のほうで時々お問合せがございますのが、水道で活性炭等を利用して除去して、基準値よりもかなり低い状況でも頑張って処理をしているところでも、活性炭の量が増えておりまして、そのようなところで、その活性炭をどのように再生すればいいのかですとか、廃棄をすればいいのかというようなご質問もいただいております、そういったところも情報を集めて、我々のほうでも提供できればと思いますし、ほかのところでも、ぜひ集めていただきたいと思います。

あと、2番目に、産業界からの、先ほどの古川先生からのご指摘もございましたが、過剰に厳し過ぎても、本当にいろんなところにこの物質は使われているので、もうコンピュータの配線からパッキンから、いろんなところがこのようなものを使っていて、毒性が高いものも低いものもあるということですし、大まかな全体的なことで、全体の毒性が分かっているかというところ、そうでもない部分もございます、そういったときに、代替物を産業界の方が使われているときの情報提供ですとか、代替物に関して、こういう物性のものなので安心して使っていますというようなことも、情報提供をぜひ進めていただいて、こちらでも情報収集をしていただければと思っております。

あと、廃棄物や土壌での管理というところも、今後もしばらくは続くというところがございますので、モニタリングをしつつ、どのような管理の仕方がいいのかというところをご検討、お願いしたいと思いますのと、我々のほうでも情報を収集してまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【鈴木委員長】 ありがとうございます。

事務局、何かお答えはありますか。

【吉崎有機フッ素化合物対策室長】 ありがとうございます。

幾つかの項目についてご意見をいただきました。

まず当面、要監視項目として、飲用摂取を防止する観点から、重点的な環境モニタリングをするということで、3ページに書いた記載をご支持いただいたと理解しております。こうした形で、環境と水道、連携しながら進めていきたいというふうに考えております。

それから、活性炭につきましては、使用済みの活性炭をどのように適正に取り扱うことができるかということについては、環境省のほうでも、今、実態の調査を進めているところでございまして、そうした知見もこれから提供していきたいと考えてございます。

それから、PFASの代替物質につきましては、その他のPFASの取扱いについて、現在、

P F O S ・ P F O A 以外の物質については、製造・輸入の状態でありますとか、分析法の開発実態、それから用途、そして有害性、様々な情報がまだ十分整っていないところがございますけれども、そうした知見をしっかりと収集していきたいと考えております。

廃棄物や土壌の管理につきまして、まずは土壌につきましては、先ほど申し上げたように、測定方法の開発でありますとか、環境中の挙動をしっかりと知見を蓄えていくということはもちろんでございますけれども、参考資料 4－3 でお示した対策技術の実証においても、P F O S 等を含有する土の濃度をどうやったら低減することができるかといった観点での対応も進めていきたいと考えております。

廃棄物の分野は、水・大気環境局の所掌ではございませんけれども、しっかりと連携しながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

【鈴木委員長】 浅見先生、よろしいでしょうか。

【浅見委員】 ありがとうございます。

【鈴木委員長】伺いますと、①の環境中への流出・拡散に関する知見の収集というものの、あるいは一番下にある様々な知見の集積というところですかね、この辺りは具体的に様々重要だというご指摘をいただいているのかと思いますので、しっかり見ていただければと思いました。ありがとうございます。

大塚先生、お願いします。

【大塚委員】今、浅見委員がおっしゃったことが、さっき松本津奈子委員がお話しになったことと若干関係すると思いますが、むしろ保健部会の関係になってしまうかもしれませんが、保健部会でも議論がございましたので、2点ほど申し上げておきます。一つはP F O S 等の消火剤の使用のときに、関係地方公共団体に情報提供するように、業界団体等への協力依頼の事務連絡を既に出していただいていると思いますけれども、この報告に関しての義務づけにするかどうかはともかくとして、義務づけの程度とかに関して、さらに検討していただきたいという議論がございますので、それは一つ申し上げさせていただいておきます。

それから、もう一つは若干それに関連する話ですけども、消火剤の在庫量ですね、泡消火剤の在庫量に関して、消防法のほうでは把握されているけれども、P F O S の含有との関係での在庫量は把握されていない。貯蔵量の把握に関しては、P R T R の制度では対応してきていないということで、消防法とP R T R 法との溝のようなところに、この問題が入り込んでいることがあると思いますので、ぜひ、その点は、私自身が保健部会長を拝命していて検討しなくては

いけないと思いますけども、議論があるということは、ここでも一言申し上げさせていただきたいと思います。水・大気のほうでもご検討いただければ大変ありがたいという趣旨でございまして、今後のことだと思いますけども、一言申し上げさせていただきました。ありがとうございます。

【鈴木委員長】 ありがとうございます。

事務局、いかがでしょうか。

【吉崎有機フッ素化合物対策室長】 環境省、事務局でございます。

泡消火薬剤の使用あるいは管理につきまして、環境保健部とも適宜情報共有しながら対応を検討したいと思います。ありがとうございます。

【鈴木委員長】 はい、ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

私として思うところは、一般論ですけども、水道のほうも同じですけども、今回、この指針値、食品安全委員会が、非常にしっかりとレビューされて、今得られる科学的知見では、非常にしっかりした結果が出たかなと思ってはおります。思っておりますが、健康影響に関して、あるいはそれに関する影響の見方に関して、いろんな考え方が提案されることがあるようでありますので、今回、現在の科学的知見にもとづいてしっかり説明をして、きちんと理解を得ていけるように、きちんにご説明いただければありがたいかなと思いました。やっておられると思いますけども、今後ともしっかりと、今回の指針の意義を市民の方々にご説明して生かしていただければありがたいかなと思いました。

ほかはいかがでしょうか。

もし、特にないようでしたら、資料３の内容に関しまして、特に非常に大きな変更すべきというご意見はなかったかと思しますので、ほぼそのままの形で、細部につきましては委員長、私にご一任いただきまして、ほぼ資料３の内容で、本委員会の報告案としてまとめるということにいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

【鈴木委員長】 特にないようでしたら、では、そのように進めさせていただきます。ありがとうございます。

では、今後のスケジュールについて、事務局からご説明をお願いいたします。

【野澤補佐】 鈴木委員長、ありがとうございました。

本日ご議論いただいた資料３の報告案については、資料２－１の手続の進展状況を踏まえな

がら、パブリックコメントを実施する予定です。

以上になります。

【鈴木委員長】 はい、ありがとうございました。

これで終わりだと思いますが、何かございますでしょうか。

(なし)

【鈴木委員長】 では、どうもご議論ありがとうございました。

それでは、これをもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

事務局からの連絡事項をお願いします。

【野澤補佐】 本日は、委員の皆様には、長時間にわたり活発なご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

本日の議事録につきましては、事務局で案を作成し、後日、委員の皆様にお送りいたします。ご確認いただいた後、公表となりますので、ご承知おきください。

それでは、以上をもちまして、本合同小委員会を終了いたします。ありがとうございました。

午後 2 時 5 2 分閉会